

原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資

原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて、利益率が低下している中小企業・小規模事業者であって、資金繰りに困難を来している事業者や省エネ投資を促進する事業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が低利融資を行います。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化（原材料・エネルギーコスト高、デフレなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方
（注）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額：

【日本政策金融公庫（中小企業事業）】7億2,000万円

【日本政策金融公庫（国民生活事業）】4,800万円

■貸付利率：基準利率（中小企業事業については上限利率3.0%）※

※ただし、運転資金を利用する場合であって、最近における①売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上低下している場合は、基準利率－0.2%（小規模事業者の場合、基準利率－0.4%）、②厳しい業況にあり、認定経営革新等支援機関等の支援を受ける場合は、基準利率－0.4%（①と②を同時に満たす場合は、基準利率－0.6%（小規模事業者の場合、基準利率－0.8%））を適用。

※基準利率（平成27年3月末時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

■保証条件：【日本政策金融公庫（中小企業事業）】

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用いただけます。

【日本政策金融公庫（国民生活事業）】

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。

危機対応業務を活用したセーフティネット貸付

国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機（平成27年3月現在、原材料・エネルギーコスト高及びデフレ脱却等）において、対象となる中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工組合中央金庫において、日本政策金融公庫（中小企業事業）のセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）と同様の融資制度をご用意しています。

なお、対象となる方、支援内容の詳細については、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫にお問い合わせ下さい。

省エネルギー促進融資(環境・エネルギー対策資金)

対象となる方

売上高利益率又は売上高営業利益率が5%以上低下している方であって、次のいずれかの省エネルギーに資することが見込まれる設備を取得する方

- ① 同種の旧式設備に比べて年平均1%以上の省エネルギー効果が見込まれる最新式の設備であることについて、証明書発行団体から証明を受けた設備
- ② 法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、特定の設備

※②の対象となる特定設備については下記までお問い合わせください。

支援内容

■貸付限度額:

【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠 7億2,000万円

【日本政策金融公庫(国民生活事業)】別枠 7,200万円

■貸付利率:基準利率-0.65%

※基準利率(平成27年3月末時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)

■保証条件:【日本政策金融公庫(中小企業事業)】

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用いただけます。

【日本政策金融公庫(国民生活事業)】

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。

お問い合わせ先

・株式会社日本政策金融公庫

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・株式会社商工組合中央金庫 電話:0120-079-366

『創業や地方創生など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資をうけたい』

創業支援・地方創生関連融資

創業や地方創生など、前向きな事業展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

創業支援貸付利率特例制度

対象となる方

創業前や創業後1年以内の方

支援内容

■貸付限度額:

【日本政策金融公庫(国民生活事業)】各貸付制度に定める貸付限度額

■貸付利率:各貸付制度に定める貸付利率から0.2%を控除した利率。

ただし、女性、若年者(30歳未満)又はUターン等により地方で創業する方については、各貸付制度に規定する貸付利率から0.3%を控除した利率。

■貸付期間:各貸付制度に定める貸付期間

事業承継・集約・活性化支援資金

対象となる方

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継する方であって、一定の雇用効果が認められる方など

支援内容

■貸付限度額:

【日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本政策金融公庫(国民生活事業)】7,200万円(運転資金4,800万円)

■貸付利率:基準利率

※ただし、以下の方は、基準利率－0.4%

①安定的な経営権の確保により事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方

- ・後継者不在により事業継続が困難な方から事業を承継する方
- ・株主等から自己株式や事業用資産の取得等を行う方 など

②経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者

③最近における付加価値額が増加している方であって、付加価値向上計画を作成し、同計画において雇用の増加が見込まれる方

※基準利率(平成27年3月末時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

※中小企業事業においては、利率引下げ限度額最大4億円。また、上限利率3.5%。

■貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）
 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

■保証条件：【日本政策金融公庫（中小企業事業）】

 一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用いただけ、上乗せ金利を免除致します。

 【日本政策金融公庫（国民生活事業）】

 一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけ、上乗せ金利を免除致します。

■資本金ローン特例対象：

 【日本政策金融公庫（中小企業事業）】別枠 3億円

 【日本政策金融公庫（国民生活事業）】別枠4,000万円

お問い合わせ先

・株式会社日本政策金融公庫

 国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

 中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『信用保証協会の保証付借入金の借入れを一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
- (*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。
- ・経営改善サポート保証による借換については次のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

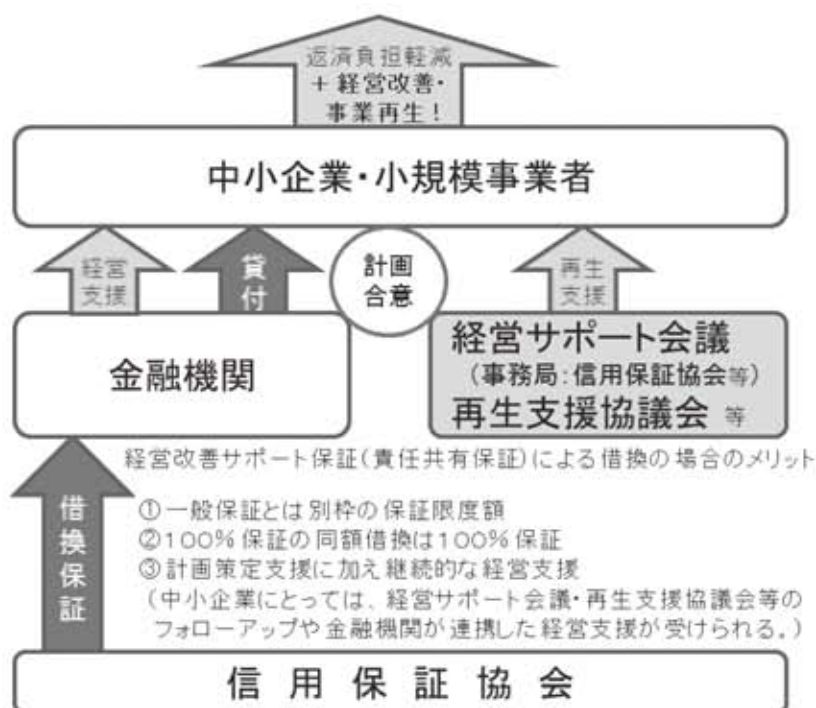
■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

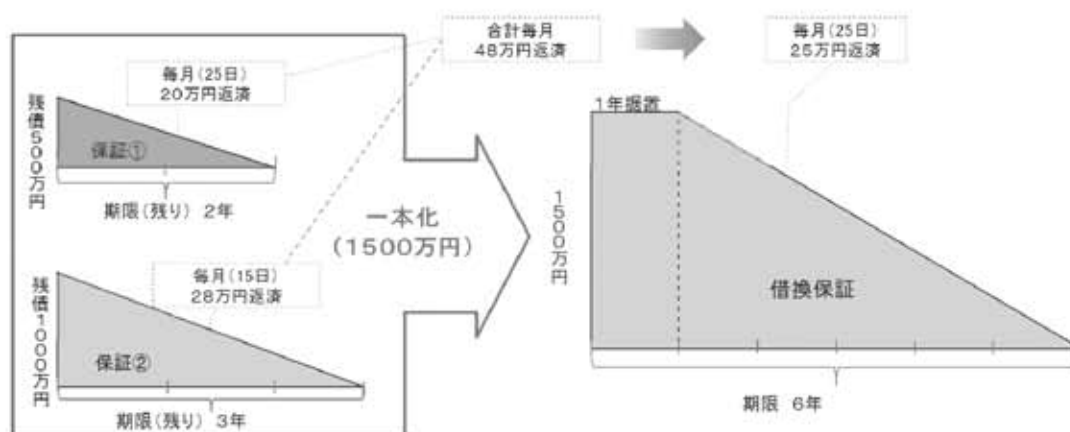
※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

・経営改善サポート保証による借換

「中小企業再生支援協議会」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づく経営改善・事業再生の取組を後押しする経営改善サポート保証による借換えを利用することも可能です。



(参考)借換のイメージ(例)



お問い合わせ先

- ・(一社)全国信用保証協会連合会 電話: 03-6823-1200
- ・広島県信用保証協会 電話: 082-228-5500

『企業再生のために経営を見直したい』

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

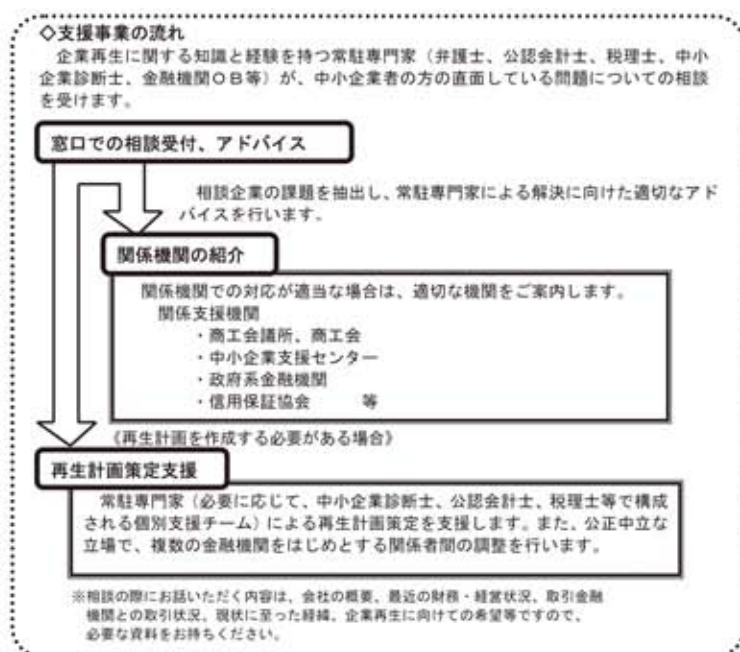
対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。



ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

お問い合わせ先

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・広島県中小企業再生支援協議会 | 電話：082-511-5780 |
| ・中国経済産業局産業部 中小企業課 | 電話：082-224-5661 |
| ・(独)中小企業基盤整備機構中国本部 | 電話：082-502-6555 |
| ・中小企業庁 金融課 | 電話：03-3501-2876 |

『法人税の負担を軽減したい』

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

対象となる方

資本金等の額が1億円以下の法人等

※資本金等の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は、本税制の措置を受けることができません。

- ・大法人(資本金等の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- ・完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

資本金等の額が1億円以下の法人等(※)の法人税率は、平成29年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率(本則)		平成29年3月31日までの時限的な軽減税率
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.9%	-
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.9%	-
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
商工会、商工会議所、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分なし	19%	15% (年所得800万円以下の部分)

手続の流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告します。

お問い合わせ先
・広島国税局

電話：082-221-9211

『商業・サービス業等が設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業者等が、店舗改装など経営改善に資する設備投資を行った場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金等の額が1億円以下の法人等(※)又は従業員の数が1,000人以下の個人であって、指定事業を営む者

(※)資本金等の額が1億円以下の法人等であっても、以下に該当する者は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③認定経営革新等支援機関等に該当する者

＜指定事業＞

・卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育・学習支援業、映画業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業等

※風俗営業法上の風俗営業に該当する事業のうち、旅館業、ホテル業は対象になりますが、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については、生活衛生同業組合の組合員が事業を行う場合に限り対象となります。なお、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象となりません。

対象となる設備・資産

認定経営革新等支援機関等から、経営の改善に資するものであるとの指導を受けて取得した、以下の設備・資産。

- (1)器具及び備品(1台30万円以上)
- (2)建物附属設備(1台60万円以上)

措置の内容

取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を受けることができます(ただし、資本金等の額が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみ受けることができます)。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産は、税額控除のみ受けることができます。

手続の流れ

- (1)税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等(認定経営革新等支援機関等)から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受ける必要があります。
- (2)確定申告書等に必要事項を記載し、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (3)取得等した設備について、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

適用期間

平成29年3月31日まで

お問い合わせ先
・広島国税局

電話：082-221-9211

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

措置の内容

■非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

後継者（親族外も対象です。）である相続人等が、相続等により、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受け、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための主な要件】

- (1) 中小企業基本法上の中小企業者であること。
- (2) 資産管理会社に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者（後継者を除く。）の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと
- (7) 相続後5年間※、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。等

※納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

後継者（親族外も対象です。）である受贈者が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定（上記とほぼ同様の要件が必要です。）を受け、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

※一定の場合に「相続時精算課税制度」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続時精算課税制度を利用することができます。

■非上場株式等の納税猶予制度に係る平成27年度税制改正大綱の内容

(1)平成27年度税制改正大綱による改正内容

改正内容は、下記の3点です。(以下は1代目→2代目→3代目と株式が贈与された場合を例としています。)

- ① 経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。
- ② 経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情(※)で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。
- ③ 上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わります。(2代目が死亡しても相続税には切り替わりません。)

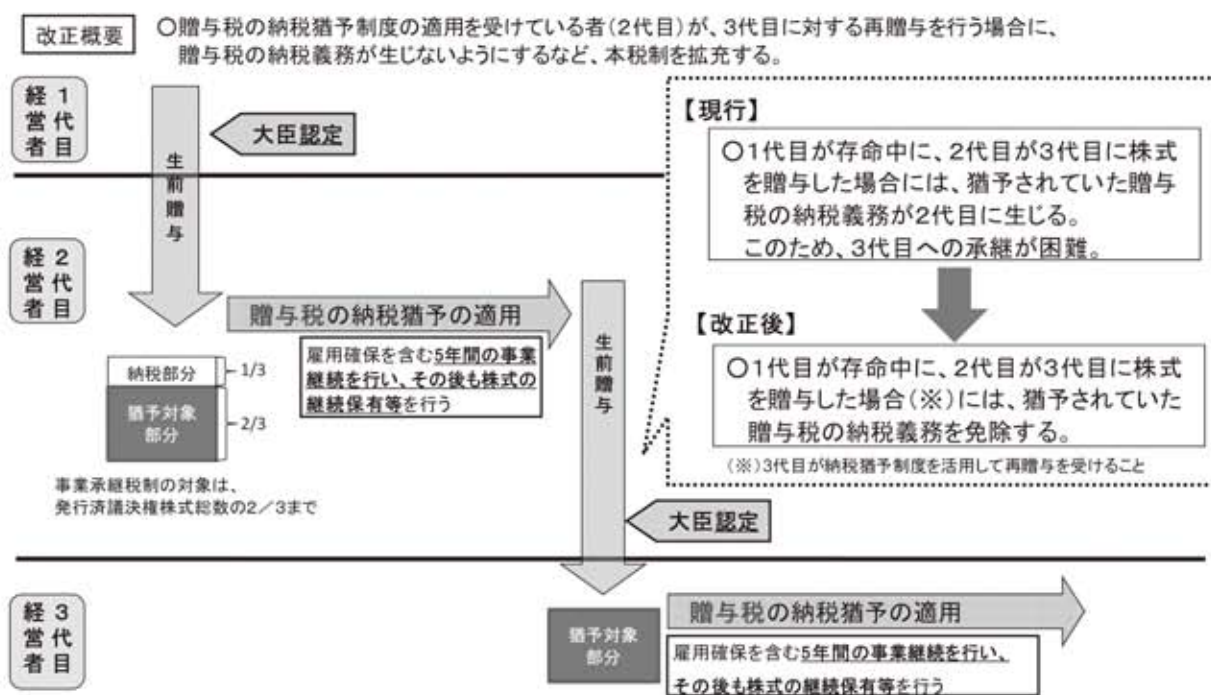
なお、何代も続いて贈与税の納税猶予を受けた場合は、最も古い時期の認定贈与に係る贈与者が死亡した場合に相続税に切り替わります。

(1代目→2代目→3代目→4代目と贈与が続いた場合は、1代目が死亡したときに、4代目は相続税に切り替わります。)

※やむを得ない事情とは、主に以下のとおりです。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた(障害等級1級に限る)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた(身体上の障害の程度が1級又は2級に限る)
- ・要介護認定を受けた(要介護状態区分が要介護5に限る)

(2)スキーム図



■相続時精算課税制度(贈与税・相続税)

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

(贈与時)

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回使用可)があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡損益と合わせて譲渡所得課税(20%)^{※1}が適用されます。

また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算(譲渡所得から控除)することができます。^{※2}

※1 譲渡益課税20%＝所得税15%＋住民税5%

※2 譲渡所得＝売却金額－(株式等の取得費＋加算する相続税額)

なお、特例を受けるためには下記の手続が必要です。

(1) 譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社を経由して、発行会社の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することが必要です。

(2) 相続税額を取得費に加算する特例

この特例を受けるために確定申告をすることが必要です。確定申告書には、①相続税の申告書の写し、②相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、③株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要です。この②の計算明細書を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

■小規模宅地等(事業用・居住用)の特例(相続税)

400㎡までの特定事業用宅地と330㎡までの特定居住用宅地(事業または居住を継続する等の要件があります。)は、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

お問い合わせ先

・広島国税局 電話：082-221-9211

事業承継税制の認定については、中国経済産業局にお問い合わせください。

中央会の情報発信

中央会では、県内中小企業へさまざまな形で情報提供していますので是非ご利用ください。

会報

会員組合等の活動紹介、中央会の活動報告、広島県中央会情報連絡員からの報告による県内業界の景気動向、さまざまな中小企業施策等に関する情報を1冊にまとめ、毎月(10日)発行し会員組合等に配布しています。



ホームページ

<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp>

中小企業施策に関する最新情報を始め、組合に対する助成制度、会員向け各種サービス情報などの提供を行っています。また、組合事務処理に関する様式集等のダウンロードも可能です。



メールマガジン

HPの新着情報のうち、よりタイムリーな話題を厳選し、積極的な情報提供を行っています。「広島県中央会メールNEWS」を毎月1回組合事務局担当者等に配信しています。ご希望の方にはメールマガジンを配信いたしますので下記アドレスまでご連絡ください。

chuokai@chuokai-hiroshima.or.jp



広島県中小企業団体中央会

〒730-0011 広島市中区基町5番44号
広島商工会議所ビル6階
TEL (082) 228-0926 (代)
FAX (082) 228-0925

福山支所

〒720-0067 福山市西町2丁目10番1号
福山商工会議所ビル7階
TEL (084) 922-4258 (代)
FAX (084) 922-4273

<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp>

E-mail: chuokai@chuokai-hiroshima.or.jp